

議員提出議案第10号

6年陳情第2号「とっとり琴浦熱中小学校に関する陳情書」に係る附帯決議について

上記の議案を別紙のとおり琴浦町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年9月26日 提出

提出者	琴浦町議会議員	小 椋 憲 浩
賛成者	同	桑 本 賢 治
	同	桑 本 始
	同	手 嶋 正 巳
	同	小 椋 正 和
	同	田 中 肇
	同	谷 田 順 子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

6年陳情第2号「とっとり琴浦熱中小学校に関する陳情書」に係る
附帯決議

令和6年度琴浦町9月定例議会総務産業委員会において、継続審査であった6年陳情第2号「とっとり琴浦熱中小学校に関する陳情書」について審査したところ、全員賛成の採択となったが、以下のとおり附帯条件を記する。

記

1. 一般社団法人「とっとり琴浦熱中小学校」におかれては、引き続き自主財源の確保に努める。
2. 一般社団法人「とっとり琴浦熱中小学校」の生徒数の減少傾向、地域貢献など検証し、設立目的を達成する。
3. 町は、上記1, 2について、一般社団法人「とっとり琴浦熱中小学校」に求めるとともに、令和7年度の制度改正にともない、企業版ふるさと納税の配分方法を検討すること。

以上、決議する。

令和6年9月26日

鳥取県琴浦町議会